

こんなときは被扶養者資格がなくなります

- ①被扶養者が就職し、就職先の健康保険の被保険者になった。
- ②被扶養者がパート先で被保険者になった。

パートやアルバイトをしていて下記の要件すべて満たす場合には、お勤め先の健康保険の被保険者となります。忘れずに「被扶養者(異動)届」のご提出をお願いいたします。

- (1) 週の所定労働時間が 20 時間以上
- (2) 雇用期間が 1 年以上見込まれる
- (3) 賃金月額が 88,000 円 (年収 106 万円) ※ 以上

※ 残業代、通勤手当などを含めない所定内賃金

- (4) 学生でない
- (5) 職場が以下のいずれかに該当

- ①従業員が 501 人以上
- ②従業員が 500 人以下で、社会保険の加入について労使合意を行っている

- ③被扶養者の年間収入が 130 万円 ※1 以上見込まれることになった、または被保険者の収入の 1/2 以上になった。

※1: 60 歳以上または障害がある場合は 180 万円以上 (老齢年金、障害年金、遺族年金を含む)。

- ④別居している被扶養者への仕送りをやめたときや仕送り額が被扶養者の収入を下回った。

- ⑤被扶養者が基本手当日額 3,612 円 (60 歳以上は 5,000 円) 以上の雇用保険の失業給付金を受給するようになった。

- ⑥被扶養者が 75 歳 ※2 になり、後期高齢者医療制度の被保険者になった。

※2: 65 ~ 74 歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様です。

- ⑦被扶養者となるために同居が条件となる親族 ※3 が、被保険者と別居した。

※3: 被保険者の配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族 (三親等内) は同居でなければ被扶養者として認定されません。

など

被扶養者でなくなった日から
保険証は使用できません!

被扶養者の資格がなくなると、当健保組合の保険証を使用することはできません。もし間違ってお使ってしまった場合は、当健保組合が負担した医療費を返還していただくことになりますのでご注意ください。

公 告

公告第224号 新年度の健康保険料率および 介護保険料率について

健康保険料率は1,000分の98から1,000分の94へ、介護保険料率は1,000分の14から1,000分の16.4へ変更します。

平成31年3月1日(平成31年3月分保険料、ただし任意継続被保険者については平成31年4月1日)から実施します。

1. 健康保険料率

健康保険料率	変更前	変更後
被保険者	49.000/1,000	47.000/1,000
事業主	49.000/1,000	47.000/1,000
合計	98.000/1,000	94.000/1,000

2. 介護保険料率

介護保険料率	変更前	変更後
被保険者	7.000/1,000	8.200/1,000
事業主	7.000/1,000	8.200/1,000
合計	14.000/1,000	16.400/1,000

公告第225号 任意継続被保険者の新年度保険料について

健康保険組合の任意継続被保険者にかかる標準報酬等を下記の通り公告します。

平成31年度の任意継続被保険者の標準報酬月額
は340,000円で、昨年度からの変更はありません。

保険料は以下のとおりです。

●保険料

標準報酬月額	340,000円 (第24等級)
健康保険料月額	340,000円 × 94/1,000 = 31,960円
介護保険料月額	340,000円 × 16.4/1,000 = 5,576円

上記標準報酬月額は退職時の標準報酬月額と当組合の平均標準報酬月額(上記金額)を比べいづれか低い方の額を適用します。

(適用期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日)

事業概要 (平成31年2月末現在)

事業所数



9事業所

被保険者数



男 2,109人
女 1,269人
計 3,378人

平均標準報酬月額



男 366,166円
女 270,085円
平均 330,072円

被扶養者数



1,323人
1人当たり扶養率
0.39人

介護保険第2号被保険者数



1,044人